## 6. その他

- (1) 是正の要求等に関する調(平成19年4月1日から平成21年3月31日まで) ア 法第245条の5による是正の要求に関するもの
- ① 都道府県分

都道府県名	是正の要求の内容	要求年月日	国の担当 府省庁名	違反の是正又は改善の ために講じた措置
東京都	住民基本台帳法の規定に基づく事務の執行について、国立市に対し住民基本台帳法違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求める。	H21. 2. 13		平成21年2月16日、国立市に対して地方自治法第245条 の5第3項の規定に基づく是正の要求を行った。
計	1件			

## ② 市町村分

都道府県名	市町村名	是正の要求の内容		当該要求に係る事 務を担当する長・ 教育委員会・選挙 管理員会の別		都道府県からの要求又は 第4項の規定に基づく国 からの直接要求の別		違反の是正又は改善の ために講じた措置
東京都		住民基本台帳法第30条の 5第1項の規定に基づく事 務の執行を行わないことは 違法であるため、住基法第 30条の5第1項に規定す る事務を速やかに執行する よう要求する。	自治事務	市長	H21. 2. 16	都道府県からの要求	総務省	
111111111111111111111111111111111111111	1団体	1件	自治事務1件第2号法定受託事務0件			都道府県からの要求 1件 国からの直接要求 0件		

## イ 法第245条の6による是正の勧告に関するもの

都道府県名	市町村名	是正の勧告の内容	勧告年月日	当該勧告に係る事務を担 任する長・教育委員会・ 選挙管理委員会の別	違反の是正又は改善の ために講じた措置
福島県	矢祭町	住民基本台帳法第5条、第30条の2に基づく記載を行っていないことは同 条に違反するため、住基ネットへの接続を勧告する等	Н21. 3. 17	町長	
埼玉県		川口市消防本部消防長の任命行為について、消防組織法第15条第2項 及び消防署長の任命資格を定める政令第1条に定める要件を満たしてい ないため、是正するよう勧告する。	H19. 4. 26		平成20年度から資格要件を満たす者を消 防長に任命している。
東京都		住民基本台帳法第30条の5第1項の規定に基づく事務の執行を行わないことは違法であるため、住基法第30条の5第1項に規定する事務を速やかに執行するよう勧告する。	H20. 9. 9	市長	
計	3団体	3件			

- ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの (ア) 第1号法定受託事務に関するもの
- ① 都道府県分 <該当なし>

② 市町村分

- <該当なし>
- (イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>
- エ 法第245条の8による代執行等に関するもの (ア) 第1号法定受託事務に関するもの
- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>
  - (イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>

## 6. その他

(2) 自治紛争処理委員による調停に関する調(平成19年4月1日から平成21年3月31日まで) <該当なし>